

医科点数表の解釈 令和6年6月版

Web追補 No.23 (令和8年4月号)

令和8年4月6日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和8年3月17日 厚生労働省告示第90号 (令和8年3月18日適用)
 - 令和8年3月17日 厚生労働省告示第91号 (令和8年3月18日適用)
 - 令和8年3月17日 保医発0317第4号
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)

【『医科点数表の解釈 (令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】

(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)

- ◆ 施設基準 (基本・特掲) 等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
448 469 471 474 476	右	◆	以下に掲げる「別表第九」の対象注射薬に「アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤」を加え、最終改正を「(最終改正; 令 8. 3. 17 厚生労働省告示第90号)」に改める。 ・ C101の「(在宅自己注射指導管理料の対象注射薬「注1」)」 ・ C151の「(注入器加算の対象注射薬「注」)」 ・ C152の「(間歇注入シリンジポンプ加算の対象注射薬「注」)」 ・ C152-2の「(持続血糖測定器加算の対象注射薬「注1」)」 ・ C153の「(注入器用注射針加算の対象注射薬「注」)」	
483	右	◆	C200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中, 【厚生労働大臣の定める注射薬】に「アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤」及び「オリブダーゼ アルファ製剤」を加え、改正履歴に「(令 8. 3. 17 保医発 0317 4)」を加える。	
645	右	◆	「編注」の「抗うつ薬」に「ズラノロン」を追加。	
732	右	◆	「編注」の「抗うつ薬」に「ズラノロン」を追加。	
1064	◆		「(別紙36)」の「抗うつ薬」に「ズラノロン」を追加。	
1180	一	上から5行目	(最終改正; 令和8年1月28日 厚生労働省告示第15号) [黄色網かけはWeb追補No. 21等にて改正済み]	(最終改正; 令和8年3月17日 厚生労働省告示第91号)
1184	左	上から28~29行目	ノルアドレナリン製剤, ベドリズマブ製剤, ミリキズマブ製剤, 乾燥濃縮人プロテインC製剤, メコバラミン製剤, ベンラリズマブ製剤 (4週間を超える間隔で投与する場合を除く。), マルスタシマブ製剤, ロザノリキズマブ製剤, レブリキズマブ製剤, クロバリマブ製剤, シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤 [黄色網かけはWeb追補No. 18等にて改正済み]	ノルアドレナリン製剤, ベドリズマブ製剤, ミリキズマブ製剤, 乾燥濃縮人プロテインC製剤, メコバラミン製剤, ベンラリズマブ製剤 (4週間を超える間隔で投与する場合を除く。), マルスタシマブ製剤, ロザノリキズマブ製剤, レブリキズマブ製剤, クロバリマブ製剤, シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤, アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤, オリブダーゼ アルファ製剤
1184	左	◆	「二 投薬期間に上限が設けられている医薬品」の「ハ」に「ボラニゴ錠10mg (1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)」を追加。	
1537	一	上から8行目	(最終改正; 令和7年10月21日 厚生労働省告示第283号) [黄色網かけはWeb追補No. 18等にて改正済み]	(最終改正; 令和8年3月17日 厚生労働省告示第90号)
1574	左	◆	「別表第九 在宅自己注射指導管理料, 間歇注入シリンジポンプ加算, 持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」に以下の薬剤を追加。 「アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤」	

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X (旧Twitter) では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。